

---

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第4日)

---

議事日程 (第4号)

令和5年6月22日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

14番 市山 繁 議員

10番 音嶋 正吾 議員

1番 森 俊介 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君

10番 音嶋 正吾君

11番 小金丸益明君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君

事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ただいま山口欽秀議員から、昨日6月21日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって明らかでないことについて発言したため、いきこ留学生の受入れについて一般質問の中の、「死を選んだのか」の部分と、「里親さんが書くんじゃないよって破り捨てた」の部分と、「死を選ばなかったんじゃないかな」の部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって山口欽秀議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

## 日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順序に従い、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さんおはようございます。

昨日もお疲れさんでございました。

5月8日にコロナの分類も2類から5類となり、イベントや観光客も増加し、社会的経済も

少しずつ回復をしております。マスクの着用も6月会議から自由となり、一般質問も楽になりました。

それでは、14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、大きくは2点ですが、要旨として何点か挙げておりますので、順次質問をいたします。

このRESA改正については、私の意見であり思っていることでありますので、市長も部長も答弁はなかなか難しいと思っておりますが、空港整備は県の事業ですので、直接関係がなくとも、空港所在地でありますので、空港滑走路延長の要望も提出されておりますので、答弁は難しくても御見解を承りたいと思っております。また、失礼な発言もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、1項の滑走路端安全区域RESAについての国の通達を、県は関係市町村へ説明の責務について、空港設備は県の事業であります。壱岐空港は管理空港でもあるのに、国の航空法省令の改正の説明が平成31年4月に施行されているのに、4年間も説明されていない理由について下記の質問をいたします。

(1) 国の滑走路端安全区域RESA改正の説明が、県下、空港所在地の市にあっていないが、国の通達の責務と理由について、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

壱岐市では、御承知のように壱岐空港の滑走路延長について、平成28年度から連続して知事要望として、市長、議長が代表され要望書を提出されております。知事は、要望は、毎回、厳しい回答ばかりで、市長も議長も議会も島民も希望が持てない状況であります。RESAの改正のことは、本年3月会議で植村議員の一般質問での空港整備方針の早期決定を県の港湾課に問い合わせたときにRESA改正を知り、植村議員もびっくりされたと言われておりましたが、私もそのことを知り、調べてみますと、この改正は平成29年4月に空港土木施設設置基準で指針が示されており、平成31年3月に空港法省令の改正が公布され、同年4月1日に施行されております。この改正法の施行により、全国の各空港においては、安全性を保障するための改正であり、RESA改正基準の不足する空港では、延長されたり、RESA改正の基準確認に動いております。

このような状況の中、国からのRESA改正の通達は、平成31年3月の交付の時点で、県にはあっているはずであります。国のほうから4年も過ぎてもRESA改正の説明はされていないが、県は関係自治体には説明の必要はないと思っておられたのか。

先ほども申しましたが、知事要望は、毎年行っていることは県の港湾課も御存じのはずです。国と県及び自治体は、国の通達を信頼と協力と連携で成り立っており、特に離島は、離島振興法と国境離島新法の支援により恩恵をいただき、人口減少をはじめ島民一丸となって取り組ん

でおり、県は小さなことでも県民に説明され、県は現在は情報時代であり、いかに早く情報をキャッチするかが行政であります。今回のRESA改正は、令和8年までに少なくとも着工と期限付きの改正であり、壱岐空港は端長で、1,200メートル級の滑走路であり、基準を確保するための方向性もあり、県の事業であるだけの考えだけでは済ませないと思っておりますが、今回のRESA改正の説明が4年間もなかったこと、また期限付きという事情について、市長には直接の責任はなくとも空港所在地の長としての御意見を伺いたいと思います。

次に、県の港湾課が、2月28日に来庁され、滑走路端安全区域RESAの改正の説明内容についてでございますが、去る2月28日に県の港湾課が来庁されたとお聞きしておりますが、この来庁も、植村議員が県の港湾課に問い合わせたこともあって県から説明に来られたものと思われませんが、来庁の際、壱岐市にRESA改正の説明をされていない理由の説明をされたのかお尋ねをいたしたいと思えます。

また、RESA改正での、令和8年までに着工が緩和され、実施設計でもよいとのことをお聞きいたしました。来庁された際に、これは緩和の件を説明されたのか、また、後日連絡があったのか、2点をお尋ねしたいと思えます。

次に、3項の空港滑走路延長の知事要望とRESA改正の関連についてでございますが、壱岐市では、先ほど1項の中で申しましたように、知事要望の御回答を私が昨年の12月会議の一般質問で知事の回答を求め、報告いたしましたように、中村知事は滑走路延長には莫大な費用がかかる、費用対効果を見て非常に厳しい。また、どのような機種でも離着陸できる滑走路延長では、知事は、今は各離島でもこのぐらいの滑走路が欲しいと要望するのは通用しないと回答されておられるが、この時点で私は、滑走路延長は考えてない、延長は無理だなど思いました。要望は続けなければ諦めたら終わりで実現ができないということから、新大石知事にも要望されましたけれども厳しい回答は同じで、莫大な費用と国の採択条件が非常に厳しいとの回答がっております。

今思ってみますと、両知事の回答から見て、国のRESA改正の平成31年4月1日に施行され通達があつていることを御存じの上での回答であつたと思いました。毎回、壱岐市の要望の内容と知事の回答は、港湾課には伝わっているはずであります。

令和4年8月23日の空港整備促進期成会議に谷川先生も出席されて御挨拶がございましたが、私たちが期待している空港整備の話もなく、RESAの改正のほうは谷川先生が一番御存じのほうでございますが、説明はありませんでした。このようなことを思っていますと、両知事はRESA改正をお知りになつての回答であつたと私は思っておりますが、難しい質問と思えますけれども、市長の御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

次に、4項の空港整備は県の事業であります。RESAについての方向性の説明と、早期

の協議会の開催要望についてでございます。RESA改正は県の事業であります。令和8年までに少なくとも着工することの説明が緩和され、その後、着工が実施設計でもよいとお話をお聞きいたしました。着工と実施設計とは相当の余裕があるように思われますが、実施設計ができれば、あとは見積りと入札の指名と入札、着工となります。それまでの工程が実施設計であり重要であります。

空港の滑走路の方向性、滑走路の延長、調査、用地交渉が大事で、それができれば見積り設計となります。それまでが簡単にはいかないと私は思っております。県の事業とはいえ、空港所在地の市の協力がなくてはできないと私は思っておりますし、そう短期間でできる事業はありません。彦根市の要望もありますので、いろいろな意見もあると思います。方向の説明や協議会を早期に開催されるよう要望されるよう考えておりますが、市長の御見解をお願いいたします。

次に、5項のRESAの改正による現航空滑走路の要望の1,500メートル滑走路延長の比較についてでございますけれども、国のRESA改正による彦根空港としての対策は、期間もなく、現空港を含め、私の見方では3通りしかないと思っております。彦根市が要望している滑走路延長と比較しますと期間が限定されるのが厳しいかと思っております。1つ目の方法は、現空港の滑走路でRESA改正の基準値を延長する方法が一つ。2つ目は、現空港滑走路内でRESAの改正の基準の確保をして対応する方法、現空港の中でRESAを確保することと、3つ目は国のRESA改正に合わせて、彦根市の要望どおり滑走路を延長し、基準を満たす方法の3通りが考えられますが、一応、現空港の滑走路の長さは1,200メートル、海側のRESAが35メートル、丘側のRESAが10メートルで、全長は1,245メートルであります。基準では滑走路が1,200メートル、RESAが前後で180メートルで、基準の総延長は1,380メートルが必要であります。135メートルの不足なので、その分をどうするか。海上へ延長するかになります。

2つ目の滑走路の1,245メートルの内に対応すると、RESA改正の両方で180メートルが必要であり、滑走路の長さは1,065メートルとなります。現在のATRが安全で正常な状態でフライトできるのかが不安であります。これは専門家しか分かりません。

次に、1番と2番の滑走路が1,200メートルクラスであり、滑走路の中の幅は30メートルであります。左右の着陸帯も30メートルで、現状で可能ではありますが、3の彦根市の要望の滑走路延長の1,500メートル級がRESAの前後の180メートルを加えると、滑走路延長は1,680メートルとなり、滑走路より435メートルの延長であり、滑走路の幅も1,500メートルクラスでは幅が45メートル、左右の着陸帯が両方で90メートルで135メートルとなり、その分も拡張することになります。

知事の要望の回答された莫大な費用がかかり、その採択条件が厳しいとのことであり、それがありますが、県は調査する気もなく、令和8年の期日をただ待っているように思われます。令和8年の着工を実施設計に緩和されたとしても、期間が同じであります。設計するには、海底の地質調査をはじめ、工事を関係する調査、海であれば漁協の了解など、それができなければ設計も見極めもできず、実施設計ができなければ着工は入札関係だけで基礎調査が日程を要するのであります。

一度、現空港の滑走路をRESA改正の基準値を延長しても滑走路は1,200メートルであります。周りの現空港滑走路よりRESA改正分を確保しただけで、空港整備の進展はなく、将来の展望は望まれません。県知事は県のトップであります。国の法改正の通達をお知りにならないはずがないと私は思っておりますし、お知りにならないのがおかしいと私は思っております。

RESA改正の期限も残り2年余りです。市長もおっしゃっているように、根気強く要望をされ、壱岐市の将来のために頑張ってくださいたいと思っておりますが、残念ながら期間がありませんが、市長の御見解をお願いいたしたいと思っております。

私の意見は以上ですから、ひとつ御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部長（中上 良二君）** おはようございます。14番、市山議員御質問の滑走路端安全区域RESAについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の長崎県からの説明についてでございますが、県としては、平成28年度から滑走路延長に関する壱岐市からの要望を受けていることもあり、RESAの配置と滑走路延長は密接に関連していることから、これまで説明ができていなかったというのが現状であるといったお話でございました。

これまで説明がなされていなかったことに対しましては大変遺憾に思っておりますが、今後は壱岐市と調整して進めていきたいとこのことでございますので、連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目の、本年2月28日の県担当者、県港湾課からの説明内容につきましては、先の令和5年3月会議の植村議員からの一般質問の際にも申し上げておりますが、平成31年4月に航空法施行規則に滑走路端安全区域RESAの規定が新たに追加をされ、壱岐空港の滑走路長1,200メートルの場合、90メートル以上のRESA区域が必要となり、経過措置が設けられているものの、令和8年度末までには少なくとも工事に着手する必要があるとの内容でございましたが、このことにつきまして、県からの情報では、少なくとも令和8年度までに実施

設計などに着手する必要があるとのことをございました。

説明がなされなかった理由につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

次に、3点目の知事要望との関係でございますが、本市といたしましては、今回のRE S A対応を一つの契機として捉え、これまでどおり、どの機種でも離発着できる最低でも1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に向け、引き続き積極的に要望活動を実施していきたいと考えております。なお、知事の認識につきましては、分からないところでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目のRE S Aについての長崎県の方向性につきましては、今後、本市をはじめ、対馬市、五島市とも該当する市と協議、検討を重ねていきたいとのことで、方向性の具体的な提示等はないところでございますが、県港湾課といたしましては、物理的に可能な方向へ延伸することを一つの整備案として持っているとのことをございました。

また、協議会の開催要望につきましては、議員のお話のとおり同意見でございまして、早期の協議の場を設定していただけるように要望をしているところでございます。

いずれにいたしましても、県要望事項であります1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に係る調査費の予算確保、このことを改めて強く求めてまいりたいと考えております。

最後に、5点目のRE S A改正と県知事要望の滑走路延長との比較でございますが、本市といたしましては、RE S Aの対応として、滑走路の両端に90メートルを確保するだけでは、現在の滑走路長1,200メートルと何ら変わりはないとございませぬので、単なる対症療法にすぎないと考えております。そうではなくて、これを契機として、壱岐市にとって極めて大きな課題である滑走路延長を前に進めなければならないと考えております。

今後も壱岐市が目指す、どの機種でも離発着可能な、最低でも1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に向け、引き続き取り組んでいくという考え方に変わりはないとございませぬ。

以上でございます。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 追加質問をいたしますが、先ほど述べましたとおり、国の通達は県は市町村へ説明すべきと私は思っておりますし、特に空港の所在地は市町村の協力なしでは県の費用であっても進めないと思っております。今後、そうしたことがないようにやっぱり各市町村の協力と連携が必要だと、大事だと思っております。

それから、2点目の3月会議の植村議員の答弁の中で、前久間部長は、県としましては、先ほど総務部長がおっしゃったとおりでございますが、壱岐市からの知事要望において平成28年度から滑走路延長に関する要望を受けていることもあり、RE S Aの配置と滑走路延長が直接

に関連することから、これまで話ができておらず、今後、壱岐市とも調整をしながら進めたいとの内容であったと説明されておりますが、国からの通達から4年も過ぎて、今後、調整をしながら進めたいとは、期限もないのにどのような調整をするのかと私は不思議に思っております。

計画があつてないのか、そうした計画をどういうふうに、いつから計画するというふうな説明があつたのかどうか、来庁されたときにですね。それをまず尋ねたいと私は思っております。

それから3項目の、両知事はRESEA改正のことは知り切つての要望の回答であつたと思うと、非常に残念であります。市長、議長の要望書を提出されるときに、RESEAの改正を含めて説明されるべきであつたと私は思っております。そうすれば、4年も検討して、言えば何らかの方向性が出てくると思つていますし、悪く言えばそのまま説明せずに期限切れとなるのを待っているようなように受け止められますが、これについても御見解をお願いしたいと思っております。

それから、4項目ですが、2項で説明のように、壱岐市との調整をしながらというのんきな気持ちで話されておられますが、早く協議のほう要望して、これを方向性、そして時期も近まっております。そういうことを検討しながら、壱岐の要望をできるだけ受け入れていただくように、早く、せつかくの要望ですから、それを発言させていただきたいというふうに思っております。

それから、5項目は、期限が近づくと、現空港でのRESEA改正の基準確保の検討するようになりますが、それでは今までの要望は何のためであつたのかということになり、現空港での改正では将来の空港の展望がなくなります。市の要望だけは、可能な限り続けていただきたいと考えております。

先ほど部長が言われたように、壱岐の要望を実行できるように頑張つて、現空港は、さっき申しましたように1,065メートル、両方のRESEAを取ると65メートルしかないわけですから、それではRESEAを延長しても壱岐の空港ということは変わりはないわけですから、できるだけその方面に頑張つていただきたいと思っております。何かありましたら。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

**○総務部長（中上 良二君）** ただいまの市山議員の追加の御質問にお答えをさせていただきます。

市山議員、お話しのとおり、この件につきましては、やはり県としても空港所在地の市の協力と連携というものが当然重要になってまいりますので、そのことにつきましては、今回説明が遅れたということもございます、やはり今後、県と市といたしましても連携を図りながら、できる限りの体制協力をしていきたいというふうに考えております。

また、国から、いつからその計画をするのかということの内容につきましては、前回の県からのお話でもまだそういった具体的な内容はございませんでしたが、令和8年度までに何らかの着手をする必要があるというようなことの説明があっただけでございます。

そして知事の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおりということで、ちょっと御理解をいただきたいと思っております。

今後の方向性や検討、壱岐の要望を受けてと、そしてまた将来の要望についてのことについての御質問でございますが、やはりこれ、繰り返しになりますけれども、この空港の整備につきましては、大変、壱岐市にとっても極めて大きな課題でございますので、知事要望と、議員御承知のとおり要望事項の上位に位置づけをいたしまして、取り組んできたところでございます。この空港の整備については、結局、長崎県ということになりますけれども、繰り返しですが、滑走路の延長など空港の整備については、県への協力はもちろん、壱岐市といたしましても一体となって取り組んでいきたいと考えております。

また、平成30年8月29日に壱岐市国境離島新法制定民間会議の空港整備促進期成会を立ち上げていただいております。その目的といたしましては、空港の整備等について、その促進を図ることを目的とし、空港の維持存続の促進に向けた取組の事業ということでされてあります。

昨年8月23日に行われた壱岐市国境離島新法協議会、民間会議・空港整備促進期成会総会においても、有人国境離島法の期限延長に加え、空港の整備について、最低でも1,500メートル以上の滑走路長が必要であること、この整備について引き続き積極的に行い、壱岐の空港の維持存続及び地域振興のため全力で取り組むことが決議文として採択をされておまして、本期成会をはじめ関係機関と連携を図りまして、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 市山議員の御質問でございますけれども、このRESAの確保については期限がございます。したがって、県としては何としてもその期限に間に合わせるように、何らかの解決策を求めてくると思っております。しかしそこで、そのことで終わるんじゃなくて、先ほど総務部長も申しますように、あくまで私どもは1,500メートルの滑走路の確保について要望していくわけでございますから、このRESAの問題だけで終わるのでなくて、この問題を通じて、この解決と併せて、次の私たちの要望しております1,500メートルの滑走路の延長について、それにつながるようなことで、そういったことを模索してまいりたいと思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、市長も総務部長もおっしゃったとおり、私もそのとおりだと思っております。ただ、これは期間がないわけです。昭和31年に施行されているわけですから、そのときから、さっき申しましたように、市長さんたちが要望に行ったときに、実はRESAの改正の話が出ておると、それを含めて協議しようじゃないかと知事が言うべきですよ。そういうことを隠して4年間もやらなかったということは、期日を待って、これ1,500メートル滑走路は無理だと頭に入れての答弁と、私は、失礼ですけども、そう思ってるわけですね。

今から2年で、どこに435メートルを埋め立てて、幅135メートル、200メートルの、ちょっと防波堤やら延長せないけんわけですから、それが地質調査を含め、用地交渉を経てやって、それが実行できるかということが私、心配してるわけです。それ、期日が、8年が、例えば、おまえたちが交渉しよんなら10年で延べましようかというようなことができればいいですけど、これがもうこれまでに、実施設計でもいいですから提出してくださいとおっしゃっておるわけですから。実施設計というのは、もう既に実地着工されるまでの資料ですから、それまでが大変ですと私は言っておるわけです。

それでは、その点、さっき開催説明、要望の開催を、そういう協議会を早めにしてくれんかと県に強く要望して、自分たちの1,500メートル滑走路を、どの飛行機でも着陸できるような滑走路の建設の要望を一生懸命、壱岐のために、将来のために、頑張っていたきたいと私は思っておるわけですから、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。これ、何遍言うたち一緒ですから、これで終わります。

それでは、次に2項の空き家対策特別措置法の改正案についてでございますが、政府は空き家の増加による危険家屋に歯止めをかけようと、空き家対策特別措置法の改正案を3月の国会に提出され、4月末にも審議し、2023年度中の施行を目指すとしております。

政府は、人口減少と高齢化、後継者不足と、特に離島僻地は管理不十分で老朽化し、近隣圏で被害を与える家屋が増加しております。このような状況を考慮し、管理が不十分な建物を新たに管理不全空き家と規定し、税の優遇措置を解除できるようにする、所有者に空き家の早期処分や適正管理をする狙いがあるとしておりますので、次のことについて質問をいたします。

（1）の、壱岐市にはこの空き家対策特別措置法の改正案の管理不全空き家規定の施行について、情報はキャッチされておるのかどうかをまずお尋ねをいたします。

政府は2023年度中の施行を目指しているので、早く調査の準備に取り組んだほうが私はよいのではないかと思っております。

このことについて、（2）の、現在の特別措置法は2015年に施行され、倒壊のおそれのある建物を特定空き家と規定して、市町村の改善指導を行ってこられました。2018年の総務

省の調査では、居住目的のない空き家は、全国に349万戸もあり、1998年の20年前より1.9倍増加しておりますが、その内容管理状態の空き家は、20万個以上あるのではないかとされておりますが、実際はそれ以上あるだろうと言われております。

(1)の関連のようですけれども、詳しく調査するためには、居住目的でない空き家の数、老朽化により危険空き家の数、特に近隣から危険性を与える問合せが何件あって、そして市のそれに対する対応について、現在の措置法では十分な説明、回答は難しいと思いますけれども、改正後にどういうふうにやっていくかということをお尋ねしたいと思っております。

次に、(3)の固定資産税の改正と壱岐市の支援については、空き家が増える要因の1つが、1973年、昭和48年のオイルショックの年、今から50年前に住宅不足の解消を目的に導入された固定資産税の住宅用地特例で、住宅が建つ土地の固定資産税を最大6分の1に減額する措置法で、解体して更地にするよりもそのままにしておいたほうが税金が安くなるの特例が一因であると言われておりますが、次の要因は、所有者には解体して近隣や環境的には解体の気持ちはあっても、物価の上昇に、解体費も高額であり、多額の負担に応じきれず、そのままのうちに第2の要因であると思っておりますが、私が所有者から相談を受けてもどうしようもない、支援を求める声は多いようでございます。

この空き家対策特別措置法の改正案が施行されれば、この支援策に取り組んでいただきたいと思っておりますが、壱岐市でも壱岐市老朽危険家屋除却支援事業補助金を実施し、交付するようになっており、補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額として50万円を上限とされておりますが、東京都西東京市では、改正を前にして、今年4月に特定空き家の所有者に解体費の5分の4を助成する制度を実施し、神戸市は特定空き家でなくても、旧耐震基準の建物についても、解体費の3分の1を補助するとしておりますが、今後は所有者の解体が大きな負担であるので、壱岐市もこの改正に伴い、解体の補助金を、今、財政難で大変と思いますが、坪数にもよりますけれども、増額を予算化し、近隣にも危険が及ばない安全対策の支援も必要と思っておりますが、この点について市長の御見解をお願いしたいと思っております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部長（中上 良二君）** 市山議員の2番目の空き家対策等特別措置法の改正の施行についての内容につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1番目の国の空き家対策特別措置法の改正案の管理不全空き家の規定等の施行の情報等についてということでございますが、議員お話しのとおり、空き家対策をめぐっては、2015年に施行された空き家対策特別措置法で、放置すると倒壊のおそれがあるなど、特に危険性が

高い物件を特定空き家として認定し、除去することができるようになりました。

しかしながら、依然として空き家が増え続けていることから、特定空き家になる前の段階での対策強化を盛り込んだ改正法が6月7日の参議院本会議で賛成多数で可決成立をいたしました。このことにつきまして、3月3日付で、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定された段階で、県より周知文書が届いております。

改正法の主な内容の1つとして、放置すれば特定空き家になるおそれのある物件を管理不全空き家と指定し、状況が改善されない場合、固定資産税の住宅用地特例6分の1に減額の方を解除することとされております。

次に、2番目の総務省の2018年の調査では、居住目的のない家は増加している老岐市の老朽化による危険空き家の数、特に近隣に被害を与えるおそれのある危険空き家等、また、危険性の問合せの数の調査についての御質問でございますが、本市におきましては2018年、平成30年3月に老岐市空き家等対策計画を策定をしており、その当時の調査結果では、1,017件の空き家を確認をいたしております。

その内訳といたしましては、居住不可能な物件が150件、一部修復すれば居住可能な物件が361件、居住可能な物件につきましては411件、確認不可につきましては95件という結果でございました。

居住不可能な物件150件のうち、特に近隣に被害を与えるおそれのある物件が46件でございました。また、これまで市に問合せや対応の要望が上がっております危険家屋の件数は133件でございまして、そのうち60件が修繕または解体され、解決をいたしておりますが、73件が未解決でございます。

なお、老岐市空き家等審査会で審査され、危険家屋に認定された物件で、建設課が所管する老岐市老朽危険家屋除去支援事業を活用され、解体された実績は、平成25年度から令和4年度の10年間で35件であります。

今後といたしましては、改正法の施行に合わせまして、これまでの手続の見直しを図り、加えて、老岐市空家等対策計画が策定から5年経過をいたしますので、空家等対策計画の担当部署である危機管理課、空き家バンクの担当部署である政策企画課、そして老朽危険家屋除去支援事業の担当部署である建設課、この3課でこれまでの取組状況や現在の課題について情報共有を図りまして、同計画の改定を図るところでございます。

次に、3番目の固定資産税の改正と老岐市の支援についてでございますが、1番目の答弁でも、最初の答弁でも申し上げましたが、放置すれば特定空き家となるおそれのある管理不全の空き家に対しまして、管理指針に則した措置を市町村から指導勧告を行い、勧告を受けた管理不全の空き家は、固定資産税の住宅用地特例である6分の1等の減額を解除することとなって

おりますが、今後、国からの詳細な通知により対応することになると考えております。

また空き家に関連して、法務省では、相続を契機に土地を望まず取得した所有者の負担が増すことで管理の不全化を招いていることから、所有者不明の土地の発生を抑えるため、相続または相続人への遺贈により取得した土地について、所有者の申請により承認された場合には土地を国に引き渡すことができる相続土地国庫帰属制度が創設されておりまして、法務局において詳しい内容のお知らせがなされております。

以上、3つの内容について答弁をさせていただきましたが、建設課における老朽危険家屋の除去に対する支援事業について、実績など一部触れましたが、その制度について引き続き私のほうからお答えをさせていただきます。

平成25年度から、老朽化し、危険な家屋などの除去を行う方に対しまして、壱岐市老朽危険家屋除却支援事業を実施しております。これ、先ほど市山議員のお話のとおりでございますが、支援の対象となる建物につきましては、木造または鉄骨造りで、過半が住宅として使用されていた建物で、壱岐市空き家等審査会が管理不全な状態にあると認め、指導または助言を行ったもので、なおかつ国が示す空き家実態調査票に基づき、現地において損傷状態を調査し、その結果、住宅の不良度判定が100点以上の建物に対し除去の支援を行っております。

補助額につきましては、除去にかかる費用の10分の4で、上限額を50万円といたしております。これまでの実績といたしましては、ただいま御説明いたしましたとおり、平成25年度から令和4年度までの10年間で35件の支援を行っております。

なお、本事業の補助の内容につきましては、今後、検討するということになろうかと思っております。

引き続き、安全かつ安心な住環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 丁寧な説明をありがとうございました。

これだけの壱岐市にも危険家屋があるということで、私も今感じたところでございますが、都市部では、住宅の密集地の関係もあり、制度は地域の差はあると思いますが、国交省は、2019年度に実施した空き家所有者の実態調査では、約半数が解体費用をかけたくないとの声が多く、今後、団塊の世代が、先ほど言われましたけど、相続の問題ですが、団塊の世代が後期高齢者となり、子どもたちが島外に居住しているなどで相続が大量に発生すると予測される中、住まいの終活に向けた政策が重要になってまいります。

壱岐市では、集落の近隣の空き家の危険性も空き家対策特別措置法の改正案の施行に合わせ

て調査を実施することが必要と思いますが、それに空き家の老朽化は、2集落ではシロアリの発生、いろいろな害虫など、あるいは不良材料の不具合、悪臭など、衛生上にもよくないことが多くなっております。在部の空き家では野良犬の住みかやリスの住みかとなっており、農産物にも影響が出ております。それと火災にも用心しなければなりません。

そうしたいろいろな障害があつてまいりますので、空き家対策に老朽化で倒壊している家屋等の処分を進めていただきたいと思います。今後、なかなか難しいことがございますけれども、そういうことを今から実施していかないと、後継者不足の世の中でございますから、ひとつ市のほうも頑張りたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。いろいろ御答弁ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） それでは、10番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

今日は久々の登壇でありますので、議長の呼名に大きく声を出しました。何ともすがすがしい気持ちであります。

今日は市長に対して、本日まで合併20周年を迎える中の15年6か月を、市政を担当してこられました。

その中で、非常に目まぐるしい社会変化の中、そしてそうした中、市長は人生の糧として、座右の銘として、進取というのを常日頃から口にされております。そして、市長のホームページもそのことが記されております。これを改めて、今、辞書で引いてみました。自ら進んで物事に取り組むことというふうになっております。そうした中、今、開発可能な目標として、将来目標として、SDGsが高く叫ばれております。

私は、この壱岐の島の中で、誰一人取り残さない、見捨てない政治の実現にはどうあるべきかということにスポットを当てて、今回は市長と論じてみたいと考えております。

通告書の中には、また音嶋正吾が嫌みを言うなというような通告の過激な内容もあろうかと思いますが、そんなことはありません。この15年6か月市政を担うにあたって、市民に対して税金を皆さんから徴収して、我々その税金で生活を立てております。我々議会、そして皆さん公務員というのは、その付加価値をつけて市民に返してこそ初めて誠意であると、私はそう考えております。その基本理念を、私はこの本で改めて確信をしました。これは、兵庫県明石市の泉房穂市長の本であります。

昨日、白川市長に、「市長さん、読んでみられませんか。」と言った。市長は何て言われたか。「私はけんかは嫌いです。」と。このタイトルは、「政治はケンカだ！」となってる。私は大いに議論の戦いがあってしかりと思います。そうした政治をすることにおいて、より市民に密度の高い、心から気配りのできる政治の醸成が図られるものと確信をいたしております。

今現在、特に、コロナ禍に入りましてから急激と申しましょうか、AI、デジタル社会の急速な発展を見るようになっております。市長も国の施策に準じて、どんどん進取の名にふさわしく、進取の名に恥じないよという事で、どんどん改革をされております。それはあくまでも行財政改革の一環であり、本当にその改革が壱岐市民の皆さんと響き合っているのかということには、私はクエスチョンを出したい、そのように考えております。

まず、第1点目に、私は壱岐市がどんなふうな島になっていけば一番いいのかというところ。それは当然のことで、壱岐市に住みたい、壱岐市に住み続けたいという人間が1人でも多くなれば、税収も増える、マンパワーも増える。そうした、私は住民満足度を高めることが一番その地域に対して寄与するものであると考えます。

それで、単刀直入に通告の件に関してお尋ねをいたします。

市長就任以来、幾多の苦難を乗り越えてこられました。私利私欲、既得権を有する団体と密になることを避け、密になることを避けです。市民ファーストの政治に専念されたかどうか。自分の自己評価というのは難しいものです。評価は人がするものでありますが、胸を張って宣誓をしていただきたい。

3点目。市長の政策手法として、政策の立案過程において、島外の企業、著名人材、大学等々との包括連携協定、提言を採用し、壱岐市に取り込んでいくという企画を私はつぶさに見てまいりました。そのことに対しては苦言を私は呈したい。日頃から疑心暗鬼に考えておりました。企画というのは、ここに住む人間が叡智を結集し、汗を出しながら、そして企画し、それを実行に移す。知行合一の原初こそ、私は身になるものであると考えております。今までの取組に対する市長の考えの一端をお述べください。

通告の4点目といたしまして、2000年に施行されました地方分権一括法では、地方への権限委譲が明文化されております。地方分権を推進するという国の中央集権体制からの脱却を

図ろうといたしました。それがそうではない。国、県、上に対してぺこぺこ、上下主従の関係が非常に密になっておるような感じがいたしてならない。対等協力関係は、この一括法の中に明記されております。国が市に対して、強権的に権力を行使することがあってはならない。

地方分権社会の今日、彦根市独自の政策提言、立案をすることが、本当のその地域の振興に寄与するのであると。そういう点からも、市長は今言いましたように、市小学校単位で、全て自治はその地域に任せますよという取組をされておるのではないですか。どんどんはっきり物を言っていたきたい。

この泉市長は、どれだけの条例をつくり、どれだけ国に刃向かって実現しておられますか。僕はね、本の中身から実績で勝ち取ったんです。3期間で勝ち取ったんです。暴言も吐いて、自分から辞職してでも、また次の選挙に勝った。これぐらいに腹を据えた地方自治体の長であるから改革ができるんです。私はそのように考えております。

そして、次にマイナンバー制度の件に関してお尋ねいたします。市長は肝煎りで大いに推進されておりました。それは、国が推進するから、市も当然協力、推進をせねばならないということがありました。

国はマイナンバーカードを推進するため、ポイントを出すと。その金はなんと2兆円ですよ。2兆円の金、あめをくれて、ほらどんどん加入しなさい。約、今、日本全体で9,000万ぐらい登録をされておるやに記憶をいたしております。正式な数値は私も頭の中に入れておりません。

そこで、現在の彦根市のマイナンバーカードの加入実績、そして彦根市は高齢化率40%にも近い。そうした高齢者が非常に多い。そして私たちも、このITとか、そういうのにね、おっくうでありまして、なかなか乗取れませんよ。果たして本当に実際にできるのかという不安があります。そのサポート体制についてお尋ねいたします。

仮に、これは電源や何や、要ると思います。地震国日本で、果たしてそういうパニックは起こらないのか。今の健康保険証をなぜ一元化しないといけんのか。そんなことも非常に不安でならない。どっかすぐ大臣は鬼の首を取ったように、免許証まで最終的には一元化しようと、恐ろしいことである。こんなことが許されていていいんですか。中央集権国家そのものでないですか。

以上の件に関して、市長、時間はゆっくりおあげいたしますから、自分の実績と至らなかったことを含めて、反省することも含めて、答弁をお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 10番、音嶋議員の御質問にお答えします。

誰一人見捨てない政治の実現について、4項目でございます。1項目めから3項目めまで、私は御答弁申し上げて、4項目めについては担当部長の方から御回答いたします。

まず、1項目め及び2項目めは、誰一人見捨てない社会の実現に結果を示せたのか、またその具体例は。そして任期中、ただひたすら市民ファーストを貫徹したと自負できるのかという御質問でございます。

誰一人見捨てないということではなく、誰一人取り残さない社会の実現と表現させていただきたいと思いますが、これは政治家であれば、誰もが理念として持つべきものであると考えております。

しかし、世界の歴史において、誰一人取り残すことなくという目的を達成した政治家は、誰一人としていない究極の目的だと考えております。議員御承知のとおり、誰一人取り残さない社会の実現は、今や世界各国共通の目標として掲げられているSDGsの基本理念であり、本市においては、いち早く第3次壱岐市総合計画のスローガンとして取り入れ、積極的に取り組んでいるところであります。

そこで、このような社会の実現に結果を示せたか、具体的事例をとのことでございます。

私は、平成20年4月に市長に就任いたしました。平成23年にはテレビがアナログ放送からデジタル放送へ切り替わる直前のタイミングで、島内全域への光ケーブル網を整備し、同時に壱岐市ケーブルテレビ局からの再送信により、福岡放送、長崎放送ともに、難視聴地域の解消が実現できました。このことは市民生活の利便性の向上につながり、さらには企業誘致や、現在進めておりますテレワーク、DXの推進にも大きく寄与している事例でございます。

平成27年には、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入が実現し、市民皆様の日頃の通院、入院等の地域医療を担う中核病院としての役割はもちろん、新型コロナウイルス感染症への対応では、国、県等との連携をはじめ、最前線でその対応に当たっていただくなど、市民の安全安心を担保する医療施設として、その存在がひととき重要なものであると認識をいたしております。

また、5年間の全国離島振興協議会会長在任の中で、国会議員皆様の御理解を得るために要望活動を繰り返し、衆議院議員谷川弥一代議士の強力なリーダーシップの下、平成29年4月、待望の有人国境離島法の施行による航路、航空路運賃の低廉化、いわゆるJR並み運賃が実現し、私たち離島民の市民生活に直結する施策の実現に寄与することができました。

このほかにも、一支国博物館の開館、イルカパークのリニューアル、認定こども園の設置、中学校統廃合による中学校規模適正化、自治基本条例の制定とまちづくり協議会の取組、特別養護老人ホームの民間への経営移譲、学校法人岩永学園こころ医療福祉専門学校開校等、実現したところであります。

また、産業の振興として、有人国境離島法による輸送コスト支援、農水産物全般の移出に係る輸送コスト低廉化や、壱岐市ふるさと商社の開設、壱岐焼酎ブランド化プロジェクトとして

のPR、販路拡大、ゆず生産組合等の6次産業化支援、和牛100頭規模の繁殖経営育成、漁業者への継続的な支援等、各種産業の振興へ取り組んできたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症については、いち早く感染症危機管理対策本部を立ち上げ、対策を講じるとともに、緊急経済対策会議を開催し、経済団体等の御意見を受け、商工、観光等、各種経済対策に取り組んできたところでもあります。さらに、現在推し進めているエンゲージメントパートナー制度は、将来、必ずや壱岐市の大きな財産となり、本市の振興発展につながるものと確信しております。

種々申し上げましたが、私は、平成20年4月18日、市長就任以来15年間、壱岐市長として真摯に壱岐市発展のため、そして将来の壱岐市のために何でもやる。まさに進取の気持ちを心の大きな柱、信念として取り組み、同様に職員にもあらゆる機会を逸することなく、壱岐市のための施策に取り組むことを求め、職員も懸命に業務を遂行してまいりました。併せて、議会並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、市政運営に邁進してきたところでもあります。

これらの根底には、常に市民皆様の暮らしの向上があり、全ての施策は、本市の振興発展につなげるためのものでございます。この信念は揺るぎないものでございまして、今後もこれまでと変わることなく、第3次総合計画に掲げる誰一人取り残さない社会の実現に邁進してまいります。

御質問の趣旨は、これまでの15年2か月間の自己評価とのことでございますが、ただいま申し上げたことが全てでございます。

3点目の、市長の施策は、島外企業、著名人材、大学との包括連携協定、提言受入れを主としたものが多い。壱岐市民に受け入れられる企画には程遠いものが多い。いかように評価されているのか。その実現実績についての見解はどの御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、壱岐市の根源的課題は人口減少と高齢化であります。しかし、これは本市だけでなく、日本全体が直面する課題でもあります。このような社会構造の中、第3次壱岐市総合計画で、本市が目指す基本的スタンスは、人口が減少しても持続可能で豊かに暮らせる社会経済をつくることでもあります。これを実現するためには、島外から人、知恵、金を呼び込むことが重要であります。そのようなことから、将来の壱岐市を見据え、持続可能な地域の発展や、さらなる産業振興を目指すため、島外企業、専門人材、大学との包括連携協定等を積極的に実施しております。

このきっかけとなりましたのは、御承知のとおり、平成27年に締結いたしました旧富士ゼロックス株式会社との地方創生に向けた連携協定がスタートであります。対話の手法を導入し、壱岐の未来について、壱岐市民皆様の意見を政策に反映する仕組みづくりを開始しました。初年度の対話会において、出てきたアイデアに対し対話を重ねた結果、壱岐テレワークセンター

の開設に至ったところであります。この施設は、新型コロナウイルスが世界的に流行し、これまでの生活様式が大きく変化する中、テレワークや在宅勤務といった新たな働き方改革に即座に対応できる施設として活用することができました。

さらにその後は、より有利な国の交付金を活用し、民設民営のテレワークセンターを含め、合わせて9か所にコワーキングスペースを開設するなど、場所にとらわれない柔軟な働き方、暮らし方を実現できる島として、企業誘致や関係人口の創出に大きく貢献できるものと考えております。

また、この対話会には、これまで参加者の5割を超える多くの高校生が参加しており、壱岐高校では、イノベーション教育、未来をつくるアイデアを創出する教育でございますや、探究活動。壱岐商業高校では、会社を起こす、いわゆる起業体験プログラムへと進化しております。若い世代の教育の質の向上にもつながっているものと認識いたしております。現在でも、多くの高校生や自分のやりたいことを実現したい市民の方など、様々なアイデアが発信される場として御参加いただいていることは、一定の評価ができるものと考えております。

また、全国1,788市区町村の競争が激化する中で、選ばれる自治体になるためには、知名度も必要でございますけれども、それ以上に何をしようとしているかを理解してもらう認知度の拡大が重要であります。その対策の一つとして、昨年10月から開始したのが、エンゲージメントパートナー制度であります。対価を支払い、業務契約する官民の関係性を超えて、お互いのため貢献し合う共創の関係性を築くことで、より効率的に人、知恵、お金を壱岐市に取り込んでまいります。現在、18組織とパートナーを締結しており、今後も順次締結していく予定であります。

制度開始から半年余りで、具体的な取組はこれからであります。幾つかの実績について御紹介いたします。

人の取り込みの事例といたしましては、株式会社ペンシル、株式会社n i j i t oの2社は、それぞれ70名を超える社員研修を実施しております。日本旅行は社員研修以外に、この7月20日から22日に、東京の豊島岡女子学園中学校3年生が来島しますように、関東、関西から教育旅行の誘致をいただいております。

知恵への取組事例といたしましては、慶應義塾大学SFC研究所玉村教授による職員の人材育成。日本郵便からは、社員を派遣して地方創生を研究いただいているほか、先日締結した(株)クボタは、これまでのスマート農業、アスパラでございまして、研究成果を本年度から石田町の遊休ハウスを利用し実装をいただくこととなっております。お金の取組事例といたしましては、富士フイルムイノベーションジャパンや、ナイスモバイル等が1,000万単位の企業版ふるさと納税を検討中でございます。

このように、島内への波及効果はもとより、J A 壱岐市が掲げております離島農業日本一等の高い目標も、パートナーの力を借りることにより、実現がより近づいてまいります。また、各分野において、強い発信力を持つ企業等から壱岐市の情報を発信していただくことも、本制度の大きな利点の一つと捉えております。

予算もマンパワーも限られた本市だけで課題を抱え込まず、豊かな人材と知見、資本力を持つ企業等と連携していくことで、市民お一人お一人の幸せの実現を目指してまいります。

4 項目めについては、担当部長がお答えいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 10 番、音嶋議員のマイナンバーカードに関する御質問ですが、甚大な災害発生時の対応については総務部となりますが、私のほうからまとめて答弁させていただきます。

本市のマイナンバーカードの加入状況でございますが、6 月 11 日現在、壱岐市の交付率は 79.5%でございます。ちなみに、長崎県としては 74.9%、全国におきましては 73%でございます。

次に、高齢者が多数存在するが相談窓口はということでございますが、カードの交付につきましては市民福祉課が所管であり、ほか 3 庁舎でも行っております。交付に関しましては、カードの性質上、本人確認が必須であり、困難事例も多くあっており、また運用に当たっても幾つかの問題が発生している事例が報道をされ、日々多くの相談、問合せ等あっておりますが、その一つ一つに担当職員は丁寧に、そして適正に対応していると認識をしております。

次に、甚大な災害発生時の対応は可能なのかについてでございますが、マイナンバーカードは、社会保障、税、災害対策の 3 分野での活用が進められており、災害対策の分野では、被災者生活再建支援金の支給や、被災者台帳の作成での利用が認められております。しかし、これは災害発生直後の避難、安否確認、避難所生活、各種行政支援の手続、仮設住宅の生活、災害公営住宅の生活など、災害対応の全体工程のごく一部であり、災害発生直後の応急期から復旧、復興期までの時間の一断面にすぎないと考えます。現在、マイナンバーが防災上の効果を発揮するためには、災害発生後の対応を効果的にするとともに、どのように被害抑止や軽減に貢献できるのか、国または大学等で研究が進められているところであり、その動向に注視をしております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 市長から、実績とその評価がお述べになりましたが、皆さんはどういうふうに、市民の方は捉えられたのでしょうか。私は、市長が述べられるように、老岐市に住む我々には、ぴんときません。合併して本当に質のいい老岐市政が出来上がったなどというには程遠い感じがいたしました。相互間の触れ合い、そして住民とのディスカッション、そうした温かみがだんだん薄れていってると、そういうことが思われてなりません。

昨日、教育長のほうからお述べになりましたが、いろいろ島外から人間をぼんぼん入れたとて、どれだけ定着人口、交流人口は確かにね、定着人口が増えるのか。

高校生で老岐島内に、たしか私が、聞き間違いかもしれませんが、20か21名ほどですか、就職していないと。それはなぜか。やはり、この島に住んで生活をできる、これだけの生活ができるという、小さい頃からのやはり教育、そうしたものはね、もう高校になれば遅いんです。私はそのように思います。

都会の方をね、どんどん交流人口を入れても人口は増えません。その証拠に、老岐市で昨年お生まれになった子どもさんたちは122名ですよ。いいですか。日本でいいましたらね、昨年、お生まれになった子どもさんが77万747人ですよ、47都道府県の中で。政治家は何をしてあるのかと言いたいよ。ちゃんとね、データで載ってるんです。平成3年には何人になったと。こういうように先に手を打つべきでしょう、先に。これは老岐市のデータですよ。分かってるじゃないですか。

幾ら目先のことに捉われてやってもね、この島の持続可能性というのは、私は本当にね、危惧しております。最終的には、自分たちのふるさとがしょぼんでしまうんじゃないかと。このことをね、若い世代にもう少しね、言い伝えてくださいよ。きれいごとじゃ終われませんよ。包括連携協定を結んだからどうなる。ここに住む市民が本当に幸せを感じて、人は集まってくるんじゃないですか。

市長、今、市長は老岐に満足しておられますか。僕は風土的には満足してますよ。私はね。この老岐よりいい島はないと。私も学校に出た間以外は、全部老岐にありますから。どうかしたいんですよ、この島を。都会で企画した人間が、何が老岐の本当のことを分かりますか。ここに住みついてた人間が、一番本当のことを分かるとるじゃないですか。そうしたらみんなが集まって企画をつくって、初めて地域の振興発展に寄与すると、私は声を大にして言いたい。

市長の実績も一理あります。あります。それが市民皆さんと、果たして「おおい」と言えば「おおい」と答えるこだま、響き合うかどうか。自己満足では困ります。だから、いかに行政の中で住民満足度を高めていくかということをお大切に思う。どんどん市長、今後は住民満足度調査をしてね、住民に寄り添う施策を、そこに住んでる人間が豊かにする、そうした政策

を、対応をしていただきたい。それも総合計画に準じてお願いをいたします。

音嶋正吾が変なことと言うなど、あれ分かつたらんなど言っただ、私にとっては住みやすい島とは、皆がディスカッションをできて、余ったものは譲ってやる。例えば、トリクルダウンの法則とありますね。上にグラスを注ぐ、そしたらそれが昔は裾分けでずっと広がっていく。今そんなことはない。一部の富裕者は食たうえ食う、腹ん悪うなるだけ食う、そんな時代になつとる。情けない時代であります。自分さえよければ、そのときだけよければ、金さえよければ、三だけ主義、そんな島にしてほしくない。壱岐の島というのは、人情味厚い島であり、そして一人一人皆さんと手を携え、昔でいうと、結いをしながら皆さんで協力し合っ、今そんなことはない。自分さえよければ、金さえよければ、そんな社会と決別をしていただきたい。

私は今回の一般質問で思うことは、行財政改革の何、アナログがどうのこうの言われました。便利になります。便利な反面、仕事もなくなるわけでしょう。それは人間が少なくなるから、それに対応しているんじゃないかというような反論をされるかもしれないかもしれませんが、そうじゃない。私はそのように見ますよ。

光が当たるということは、影があるということですから、そうでしょう。世の中にもそうじゃないですか。先進国のおかげで後進国がどれだけ苦しい思いをしていますか。その基本姿勢は、SDGsにうたっておるじゃないですか。

くどくど申しません。私はもう少しね、人情味にあふれる、一人一人が主役の島であり続けてもらいたいと思うんです。そういう壱岐の島には、素晴らしい風土が残っていたんです。それをね、全てIT、AI、それが決めてしまう。イエスかノーか。人間を度外視するようなことがどんどん起こつとる。それを政治家が奨励をしようとする、恐ろしい時代ですよ。恐ろしい。

私ね、市長にもうこれ以上答弁を求めません。市民をね、もう少しここに住む市民を豊かに、そして思いのある壱岐市民に、もう一回掘り起こしてもらえませんか。そういう施策をしてください。あなたはね、総理大臣より偉いんでしょう。総理大臣は議員内閣制でなった人、あなたは大統領なんです。条例の改正から予算の調整、人事権まで、全てあなたは提案権あるんです。議院内閣制は、それはないんだよ。それぐらいのトップの指示というのは、皆さんの幸せに直結するんです。それを変なほうに使ったら、暴挙に使ったら大変なことになる。それは、そんなところではないかと信じておりますが。

市長、ここで答弁を求めましょう。私1人ね、わいわい、わいわいしゃべりますから、俺にも言わせろという気持ちがあるでしょうから、どうぞ。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 再度、冒頭のフレーズと最後のフレーズを言わせていただきたいと思

います。誰一人取り残さない、市民皆さんが全て満足ができる、そういった政治をしたい。これは究極の政治家の目的、私の目標でございます。しかし、先ほど申しましたように、世界の歴史の中でそれを成し得た政治家は誰一人としておりません。しかしながら、私は市民皆さんが幸せになる社会をつくる。その信念は変わっておりませんし、もちろん変わることもございません。

そして最後に、最後のフレーズでございますけれども、音嶋議員は、壱岐のことは、壱岐の人間で解決するんだというお考えです。もちろんです。もちろんですけれども、申し上げましたけれども、限られた資源、人材で、あがいてもあがいてもどうしようもないんだと。だから、外からの知恵、人、金をお借りして、そして何とか現状を打破しようという、その考えが私の考えです。

もちろん音嶋議員がおっしゃるように一生懸命自分たちで考えます。しかし、それでは限度があるんだと。そこを私は外からの人、知恵、金に頼りたいと思って、今のエンゲージメントパートナー制度を構築をいたしております。

どうぞ、そしてまだ壱岐市が本当に明るい、楽しい島にしたいと。確かに私がさっきおっしゃいますように、一番の権限がございます。しかしなかなか、そうは思いながら、十人十色いろんな考えがございます。こうすれば、やはり反対もあります。当然です。政治はけんかでございます。

しかし、もし音嶋議員が、こうだ、こうすればいいんだ、特効薬的な妙案をお持ちだったら、ぜひお教え願いたい。私はそれを実現できる力がありますから、どうぞおっしゃってください。よろしくお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 音嶋議員。

**○議員（10番 音嶋 正吾君）** 市長が言われるよう、外部の皆さん方の博識、見識から、やはり学ぶということは必要です。それは、私は否定はしません。しかし、そのバランス感覚ですよね。それをつくり上げる時の仲間、そういうのはこの壱岐の島の中で練っていただきたい。そのまま取り入れてどうします。逆参勤交代、なんな。もう言葉は本当に響きますよ。果たして本当にそうなとつとね、あんたって。あんたお金もろうて、幾ら還付しようとな、どれだけの経済効果があるとね、僕たちは言いたくなる。

自分たちの島は自分たちでつくりましょう。だから外から学ぶということに関しては、私は否定はしません。市長が言われる。

そして最後に、もう時間ありませんので、最後にこの本で一番大切なこと、しびれたことを言います。僕たちもそうありたいなと考えとる。こういう文脈を紹介します。

市民から預かっている税金を、そのお金で賄われている市長をはじめ公務員が知恵と汗を絞

り、市民に付加価値をつけて戻していく作業。これは、私は地方自治の今、姿ではないかと、皆さんも市民ですよ。そういうことです。だから全ての人がチームになり、よりよい自治をするためにやっていかねばならないと。

私たち市政の、市政に参画をさせていただき議員として、本当に一人一人の責任の重さ、重責を感じながら、今日も一般質問に立ちました。私も丈夫な体ではありませんが、力の限りを、情熱の限りを皆さんと、市民の皆さんと共に尽くしていきたい。そんな思いで一般質問を終わります。御清聴いただきましてありがとうございます。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時46分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、森俊介議員の登壇をお願いします。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 1番、森が通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

まず、1つ目の質問です。いきっこ留学のこれまでについて。

いきっこ留学を始めてから今まで、老岐市にあった具体的なメリットについて教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） メリットについての御質問でございます。お答えいたします。

いきっこ留学の目的が、まずは教育的効果を狙ったものでございます。それですから、なかなか具体的なメリットというのはお示しにくいところでございますけれども、老岐市への主なメリットとして、次の3つぐらい挙げられると思っております。

第1に、留学生が来なければ出会うはずがなかった市外の子どもたちと交流することが起こります。そのことによって、市内の子どもたちの視野や価値観が広がる、心が育つというような機会があるということでございます。

第2に、複式学級が解消されたり、クラス数が増加したりするということがございます。

第3に、部活動などのメンバーが増えて、活動が活性化することが挙げられます。

このほかにもたくさんあると思いますけれども、大きなものとしてはその3つでございます。

第1については、これは子どもの行動とか、それから発言からしか推測できないんですけれども、学校の先生などに聴き取りますと、非常に効果大きいということは見えております。

それから第2のほうは、この5年間に複式学級が解消された例が2例ございます。それから、学級数が増加した、1クラスのところが2クラスになったというのが2例ございます。計算上、複式学級が1学級解消されますと、先生が3人増えるということがございまして、そういったことも間接的な効果になると思います。学校としては、マンパワーが増加して教育の質が向上するということになります。

第3については、一つ一つ把握しておりませんので、数値的なことはお答えできません。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいた効果について僕も推測するところでありまして、恐らくそういった良い効果があったんじゃないかなというふうには思っております。

もし分かる範囲で構わないので、実際に金銭的な部分で、金額として、このいきっこ留学が行われることによって、このぐらいのお金が壱岐市に、存在しなかったお金が落ちましたよとか、そういったところで把握されている部分がありましたら、御答弁お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） いきっこ留学における経済効果の額ということでございますが、ただ今正確な数字を示すことはできませんけれども、留学生の壱岐市での生活に係る経費で考えますと、市が委託料として、また補助金として、里親や保護者へ支給している額、令和4年度は、1,316万8,000円でございますが、これが留学生の食費などとして、市内で消費されていると捉えると経済効果と考えられます。

また、里親留学では、月額4万円の実親、保護者の負担もございます。令和4年度では660万円程度です。この額も留学生の生活費に充てられておりますので、市内の経済に回っていると考えております。また、いきっこ留学は事前見学をお願いしております、見学に来島される家族の宿泊滞在費についても、経済効果と捉えております。

令和4年度は25件の御家族に来島いただいておりますので、約100万円程度と試算しております。概算でございますが、合わせまして、令和4年度の経済効果は2,080万円ほど

と考えております。そのほかにも、保護者負担であります給食や教材に係る経費及び学校行事等による保護者の来島など、効果はさらに上がっているものと考えております。令和5年度につきましても、同額、またはそれ以上の効果があると見込んでいるところでございます。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** ありがとうございます。

今、御答弁いただいた内容をまとめさせていただきますと、いきっこ留学を行うことによりまして、市外との子どもの交流が増え、心が育つであつたりだとか、あとは複式学級が解消されたり、クラス数が増加したり、あとは部活のメンバーが増えて活動が活性化したり、あとは経済効果として年間2,080万円ぐらいが、存在しなかったはずのお金というものが消費に回ってるんじゃないかろうかというお話だったかというふうに思います。

実際に、もちろん教育でございますので、一概に、一般的な事業と比べて投資対効果というふうに考えるのが正解かどうかということは難しい部分だと思うんですけども、やはり1つの事業として考えたときに、投資対効果というものを測る際には、今お話いただいた、良い部分と、あとは実際にそれに対して、壱岐市としてどのぐらいのコストを払っているのか、それもちろんお金だけではなくて、皆様の労働の時間とかもあると思います。

やはり、そんなに簡単なことではないと思ってるんですね。壱岐市側の里親の方、教育委員会の方、また教師の皆様が多大な労力を割いていらっしゃると思いますので、そちらの壱岐市として、支払ってるという言い方は語弊があるかもしれませんが、使っているコストというものをどのようにお考えかということについてお聞かせください。よろしく願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今、壱岐市のほうからどれぐらいコストがかかっているかということでございますが、基本的には担当する職員の人数とか、それから担当する学校の先生方の御負担の率とかいうのになると思いますが、申し訳ございませんが、詳細に計算しているわけではございません。ただトータルで考えますと、何もしなければ、こちらも人手は要らないわけですけども、先ほども申したように、明らかに子どもたちが変わってるわけですね。そういう意味では、経済的効果よりも教育的効果という意味ではペイしていると、利益が出てるのではないかというふうに認識しております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** ありがとうございます。

そうですね。実際に、コストを正確に測ることは難しいというのは重々承知しております。

教育効果として、教育委員会が把握している範囲で、実際により効果が現れていることをお聞きできたので、こちらに関してはここで質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、2つ目、いきっこ留学のこれからについて質問させていただきます。

今後、よりよいいきっこ留学について、どうしていくのか、どういう改善の余地があるのかということを里親の方にお話を聞かせていただいたところ、3つ挙げられるのではないかとのお話でした。

1つ目は里親と教育機関、2つ目は里親と実親、3つ目が里親同士、この3つのつながりをもってコミュニケーションをもっと取るようにしたほうがいいのではないかと。それによっていきっこ留学の情報交換をしたり、いろんなお子さんのこともそうですし、実親の方、あとは里親同士の関係はどうなのかとか、そういったことの情報交換したほうが、よりよいいきっこ留学につながっていくのではないかとのお話をいただきました。この3つに関しては、コストもあまりかからずに、すぐに取り組めるようなことのように個人的には思いましたが、これについてどう思うかということをお考えを聞かせていただければと思います。

また一方で、このような取組を行えば行うほど、里親の負担が増し、成り手不足が加速する気もしております。いきっこ留学の環境を整備していくということと、成り手不足、この2つというものは相反することのような気がしているんですけども、この課題について、どう今後、取り組んでいこうと考えられているかお聞かせください。

よろしく願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** ただいま3者のコミュニケーションについての御質問がありましたけれども、本当に私たちも同じところを問題であると、課題であると思っております。

まず現状についてお答えいたしますが、最初の里親と市教委、あるいは学校との情報共有ですが、これは十分取れているのではないかと、十分というのは何を以て十分というのはございますが、全く情報共有がないという状態では全然ございません。本当に再々、里親からは子どもさんの状況について市教委のほうにも御相談ございますし、学校からも御相談ございます。そういう状況を見ておりますと、私自身が教育長室に座っていながらも、いろいろな報告書が上がってきて、どこの小学校でどういうことが起こっているか想像がつくぐらいでございますので、ここは十分であるだろうと今のところ思っております。

それから里親と実親のことですけれども、こちらも随時、十分行われているのではないかと思っております。というのは、結局、里親と実親の間で、例えば意見の食い違いとか、方針の違いがあった場合は、ほぼ必ず市教委のほうに連絡が入ってきます。市教委のほうで把握してる

のだけを見ても、つまり何らかの動機があるから市教委に上がってきてるわけですけども、それがかなりの数であることを考えておられますと、それ以上のコミュニケートが取られているものと考えているところがございます。そのほか、授業参観であるとか、あるいは学校の運動会とか、そういった行事にも実親がやってきてるところを見ますと、結構かなりの率で交流しているというふうに考えております。

第3の里親同士でございます。これはなかなか鋭い指摘でございます、これまで市が主導して、里親同士のコミュニケートを促したということはございませんでした。ここは非常に反省しているところでございます、今年度、いろいろやっております会議であるとか、あるいは教育総合会議なんかでも御指摘があつてございまして、何らかの形でコミュニケートする場をつくるべきであるというふうに思っております、今、準備をしているところでございます。形としては、里親さんたちが希望する形での研修会であるとか、意見交換会、そういったものをやっていこうと思っております。

次に、里親の負担が増し成り手不足が加速するのではないかとということですが、これも我々が思っている、懸念している課題でございます。先ほどコミュニケートの御指摘を受けましたが、里親の負担が一番大きいのは、その部分じゃないかと思えます。つまり、子どもが自分たちがイメージしたように育っていかないところに大きいストレスを抱えるわけですが、そのとき相談する相手だとか、対応する相手が、これまで学校だったと思うんですが、これはこれから、今、市教委が間に入りまして、話を聞いて実親と話をつないであげるとか、あるいは学校と相談していくとかいうことをすれば、里親の負担が減っていくというふうに考えております。そこで、この前の3月の教育総合会議を受けて、留学生のコーディネーターというのを採用しております。最近試験をしまして採用することを決めたんですが、この配置によりまして、これまで以上に、里親、あるいは実親、子ども、学校の意見を聞くことができるようになると思えます。

このほかにもいろんなことを用意しておりますけれども、そういったことでコミュニケートを密にすることによって、里親の負担感を減らし、成り手不足の解消につなげていきたいと考えているところがございます。

以上です。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。幾つか御答弁いただいた内容について追加でお聞かせください。お聞かせくださいというのと、あと僕からのちょっと意見を述べさせていただきます。

1つ目の里親と教育委員会のコミュニケーションに関しては、僕はそこまで知らなかったというところで、コミュニケーションが取れてるという御回答をいただきましたので、承知いたしました。

次に里親と実親のコミュニケーションというところに関してなんですけれども、僕ももちろん多くの里親の方にお話を聞かせていただいたわけではないんですけれども、実際に里親の方と実親の方があまりコミュニケーションを取る機会がなかったりだとか、あと連絡は密にされていらないというお話ももう少しお伺いしてる部分があるので、どこまで介在するかというところはあるんですけれども、そこのところを、教育委員会とていいますか、推奨していく、啓蒙していくという動きをしていただけたらいいのかなというふうに感じました。

3つ目の里親同士のコミュニケーションのところなんですけれども、そこを課題に感じていただいている、今後、動いていく見込みだということをお話いただきましたが、一方で、情報共有すればするほど難しくなってくる部分もあるかなというふうに思っております、やはり里親同士の環境の違いだとか、多分、多々あるかと思うんですね。一概に、こちらの里親のほうでこういう取組をしていて、それがすごくいい方向に動いているということが分かったとしても、それはすごくいいことなんですけれども、別の里親の方が果たしてそれをできるのかどうかみたいところというのは、知っちゃったがゆえに、もちろん子どもが知るかどうかは別の問題ですけども、何かうちの家は、このレベルしかできてないとか、ここまでやらなきゃいけないのだったらできないとかということも起こり得るのかなというふうにちょっと想像しておりますので、そこのところは、里親同士のコミュニケーション、もちろん取っていったほうが良いと思ってるんですけれども、ちょっと繊細に取り扱っていただければなというふうに考えております。

最後に成り手不足のところに関しましては、今のお話だとコーディネーターの方が配置されて、コーディネーターの方に話を聞いていただくことによって、里親の方のストレスが軽減されていくのではないかと、それによって、成り手不足が少しずつ解消されていくのではないかと、これは多分、今、里親をやられている方はストレスが解消されていくのを実感されるかもしれないんですけれども、やっぱり今足りてないのは、里親の母数自体が足りてないと思いますので、これから里親になろうとしている方には、コーディネーターの恩恵というものを多分全くこう、想像するのが難しいと思うんですね。

なので、これから里親の母数自体を増やしていこうと思ったときは、また少し違った角度からのアプローチが必要なのではないかなと。もちろんこれも大切なことなんですけれども、考えておりますので御検討いただければというふうに思っております。僕も何かいいアイデア

が出てきたら共有させていただきますので、よろしく願いいたします。

ここまで、いきっこ留学について御答弁いただいたんですが、ちょっとここから、2つ、質問ではないんですけども、僕のこの件に関わる考えをちょっとお話をさせていただければと思っております。

1つ目は、今回のいきっこ留学の件につきまして、物事を1つの面からだけでなくいろいろな面から見ようとしてほしいということになります。

昨日、議員から1家庭の里親が預かる子どもが多過ぎるのではないかという趣旨の質問がありました。実際に、僕も、ちょっと前に同じようなことが気になりまして、多くの子どもを預かっている里親のお家に見学に行かせていただきました。

そこでとても印象的だったことがあります、それは、夕方の時間だったんですけども、下校した夕方の時間に、留学しに来ている子どもたちと里親さんの子どもたちが、六、七人、とても仲よく遊んでいたんですね。見学させていただいた時間が1時間から1時間半ぐらい滞在させていただいたんですけども、その間ずっと外で、みんな和気あいあいと遊んでいまして、その姿がとても印象的でした。

ちょっと子どもが多過ぎて聞いたときに、僕もやっぱり目が行き届かないんじゃないかなって思ったんです、最初。なんです、もちろんそういう部分もあるのかもしれないけれども、一方で、子どもが多いことによって、そういう子ども同士のコミュニケーションが活発になって、みんなで遊べたりとか、いい面もあるんだなということに気づかされました。自分も子どもが2人いるんですけども、自分の子どもも成長していくタイミングで、こういう経験をさせたいなと思うような場面でした。

昨日、教育長の答弁の中で、1つの家に複数人数を預かるのはどうなんだという考えもあるが、環境によるので一概には言えないという趣旨の答弁がありましたが、実際に見に行ったからこそ、この教育長の発言に僕はすごく納得感を持っています。

もちろん複数人を預かることがいいんだとか、オーケーだとか、一概にそう思ってるわけではないんですけども、子どもが複数人いることのメリットというものも実際に行って感じました。教育長の言うように、里親の資質だったり、環境に関しても非常に大きな影響があると思いますので、一概にはこれに関して判断はできないと考えています。しかし、恥ずかしながら、それについては実際に現地に足を運んでみなければ分からなかったことでもあります。

僕が見に行った里親の方は、実際に、ほかの議員さんの中で見学に行けないというか、現場を見に来た方というのは1人もいなかったとおっしゃっていました。大切なのは目に見えやすいところであったり、自分の考えに合っているところだけを見て物事を判断するのではなく、物事を多角的、本質的に見ようとする姿勢だと考えています。

この件に関しては、いろいろなメディアで報道される部分も多かったので、やはり見え方が一面的になる部分が非常に多かったのかなというふうに思っておりますので、これについてお話をさせていただきました。

2つ目です。これ2つ目は、事実と解釈を混同しないでほしいということです。

これも昨日の一般質問の中で、一部メディアの報道内容が事実かのような発言がありました。これに関しては、強く否定の意見を表明させていただきます。

例えば、虐待の告発があった、死にたいとメモがあった、こうしたことがメディアに報道されたこと自体は事実です。ただ、虐待の告発があったから虐待があったんだ、死にたいとメモがあったから自殺なんだ、これは解釈であり、事実ではないです。そしてメディアや誰かが言ったことが必ずしも正しいわけではありません。

そういった解釈を事実かのように議会で発言することは、市民の皆様を事実誤認へと導く可能性が高いと考えています。かつ、今回の事案に関しては、市民の方の名誉毀損にもつながることだと考えています。

事実と解釈を混同しないということに関しては、特に公の立場ではやってはいけないことであり、ここにいる議員だけではなく、執行部の皆さんもだと考えておりますが、我々全員が最低限、ここにいる以上できなければいけないことだと考えておりますので、自戒を込めて発言させていただきました。

すいません、長々と。以上であります。

次、3つ目の質問に行かせていただきます。

小学校の統廃合と中学校のスクールバスについての質問なんですけれども、昨日の樋口伊久磨議員の質問の中で、小学校の統廃合に関しては御答弁ありましたので、こちらに関しては結構ですので、中学校のスクールバスの対象地域について、教育長が替わられましたので、何か新しい見解があれば教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** 教育長が替わったから見解が変わるわけではございませんので、大変苦しいんですけれども、答弁させていただきます。

中学校のスクールバスについては御存じかと思いますが、平成23年度の中学校の統廃合によって通学路が変更になったことに基づいて始まっております。通学距離が6キロを超えると、遠距離通学が発生したことによって導入しております。

この問題については、これまでも何度も市議会で取り上げられてきているということでございます。どこで線引きをするかということが非常に難しく、ずっと考えております。私も教

育長になりましてから、既に部下に命じまして、この問題について答えがないのかと、実は研究させております。が、どこまで議論しても、やはり一番いい答えというのは正解はございません。最大幸福を求めていけば、どっかで距離とか何とかできるんですけど、そうすると、その距離に100メートル足りない方とか、100メートル超えてる方とかいらっしやって、何がいいのかということのをいまだに結論が出ないでいるところでございます。

そして、最終的には、今までどおりということになっております。ただもうバスの運行が始まって13年たってます。ですから、私も何とか現状に合わせるようにしたいという気持ちを持って、努力しているといったところで、私の答弁とさせていただきます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

これに関しては、今、教育長もおっしゃったとおり、今まで散々議会で議論されてきたことであるので、今、特にこうこうだからスクールバスやってくれと言うつもりはありません。もし見解が変わっていたらなと思って質問させていただきました。

ただ新しくスクールバスをどうするのがいいのかということに対して、リサーチを既に始めていただいているということだったので、今後の動きに期待したいと思います。ありがとうございます。

次に最後の質問になります。消防職員のパワハラ行為についてです。

これは伝聞形式ではあるんですけども、長期間にわたるハラスメント行為があり、職員の間では公然の事実だったというように伺いました。これについて上長への相談があり、またそれが白川市長の耳にも入っていたという声も聞いております。第三者機関に話が行ったことによって、今回の件が懲戒という形になったという話を聞いているんですけども、その前に、実際に消防署内であったりだとか、市役所の中でどういった動きがあったのか、どのような対応をしたのかということについてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） このたび消防職員が部下職員に対し、ハラスメント行為を行う事案が発生しました。議員皆様、市民皆様に心からおわび申し上げます。

1番、森議員の消防職員のパワハラ行為についての御質問にお答えをいたします。

ハラスメント行為は、平成25年から昨年までにかけて行われており、令和元年7月頃には壱岐市ホームページへ意見としてメールが届いており、原文のまま消防本部へ転送されました。内容は、今回同様、同僚に対するハラスメント行為が行われている内容でした。

当時の対応については書類が残っていないことから、前消防長に聞き取りを行いました。何人かの職員に事実確認したが、確たる証拠、供述は得られなく、当人に事実確認するも供述は得られなかったため、疑わしい行為を行わないよう口頭で注意したとのことです。消防本部の組織としての対応がなかったことを深く反省しております。

令和4年9月4日に、パワハラ的事实を確認した隊長が、翌日、9月5日朝、署長へ報告し、対応について協議をしていたところ、午後2時頃、総務省消防庁が行うハラスメント等相談窓口からの情報提供がありました。

総務省消防庁の相談窓口の方からは、行為者から複数の暴言等を受けたとの情報のみで、対象者等の名前の公表はありませんでした。すぐに、市長、副市長に報告し、適正に対応するよう指示がありました。

調査の進め方について、数回、顧問弁護士の助言をいただき、職員全員に対する聞き取り調査を実施することとなり、迅速に調査を実施いたしました。その中で、行為者及び被害者との供述内容が食い違う部分が多々あったため、複数回に及ぶ聞き取り調査を実施することとなり、日数が経過することとなりました。

総務省消防庁については、2か月経過ごとに調査結果の報告を求められており、調査の進捗状況について適時情報を提供いたしました。

処分につきましては、竜崎市職員分限懲戒審査委員会に諮問を行い、令和5年5月22日に委員会が開催され、その答申を受け、竜崎市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、また、他の自治体の事案も参考に処分いたしました。

その間、職員に対する再発防止策として、ポスターの提示、ハラスメント撲滅宣言、職員研修及び訓示を行いました。

今後このようなことがないように、常に相手の立場になって考え、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、ハラスメントの研修を受講するなど、職員に指導を徹底し、ハラスメントの撲滅に努めてまいります。本当に申し訳ございませんでした。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございました。

追加で幾つか伺いさせてください。ちょっと細かいんですけども、ごめんなさい、日にちまでちょっと正確に聞き取れなかったんですが、上長に対してハラスメントの報告があり、それにちょうど対応していたときに、ちょうど第三者から連絡が来たということで合ってますかね。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

○消防長（山川 康君） 森議員の再質問にお答えをいたします。

総務省消防庁からの連絡前に、そういう事実があったということで、隊長のほうで報告を受け、それを署長のほうに報告していたところ、昼過ぎ2時頃に総務省消防庁のほうから情報提供がありました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 今のお話ですと、署内で、組織内部で対応しようとしたところに、ちょうど第三者機関からお話が来て対応したということだったんですけれども、そんなにタイミングがいいことがあるのだろうかということはさておき、やはり、もちろんハラスメントが起きないということが一番いいというのは大前提ですけれども、起きたときに外から言われたから対応するというのではなくて、事前に組織内で、きちんと対応しておけたほうがよかったということは、皆様、分かっていたかと思うので、それに関して今後、意識していただければと思います。

ちょっと追加で質問しようとしたことの内容について、先んじてお話いただいた部分があるんですけれども、パワハラをはじめとしたハラスメントを組織内で起こさせないためにどうしたらいいのかということが大事だというふうに考えております。僕が調べた範囲で、この場を借りて共有させていただきます。

まず1つ目が、トップのメッセージというものが大切だというふうに言われております。これに関して、消防署内でポスター、訓辞したりだとかってお話がありましたけれども、消防署長、あるいは市長、組織のトップの人間がこのハラスメントはいけないことだよというメッセージをきちんと対外的、組織内に向けても発するということが大切だというふうに言われております。

また、もちろんハラスメントのあるなしに、ハラスメントはあってはならないことなんですけれども、これによって、社員の、組織の人間の心理的な安全性が確保されることにつながるというふうに言われておまして、心理的な安全性が確保されている組織では、仕事のパフォーマンスは向上するというような結果も出ておりますので、こういったトップからのメッセージというものは行っていただければなというふうに思っております。

2つ目が、ルールを決めるということで、何がハラスメントなのか、何をしてはいけないのかということ組織として決めておくということが重要だというふうにされております。この後の、先ほど研修を受けたということもありましたが、結構、ハラスメントって抽象的な言葉なので、実際に何がいけないのかということっておのおのによって認識が違いますし、実際にやっている側が、ハラスメントしているって認識してない場合もあるんですね。なので、何を

もってハラスメントなのかということのルールというものは、組織の中できちんと整備したほうがいいのかというふうに思っております。こちらに関しては、先ほどの御答弁の中では、まだされてないような印象を受けましたので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

3つ目が、実態を把握するというところで、これは今お話ししてるのは予防に関する話なので、起きてしまった後に、本当に起こったのかどうかという調査とは別で、もし可能であれば市役所の中でもぜひやってほしいんですけども、今、働いている職員が自分の組織でハラスメントがあるのかどうかであったり、その空気感、そういったものを把握しておくということが大事だと。

実際に被害を訴えてるわけでもなかったり、誰かがハラスメントの加害者だという認識がなかったとしても、もしかしたら職員の中に、これってどうなんだろうと思っている方とかっている可能性がありますので、そういった実態を把握することが予防の意味でも大切になってくるというふうに言われております。

次に4番目、教育するというところで、これは先ほど研修を行ったというお話をされていたんですけども、実際にルールがあった上で、こういったことはしちゃいけないよとかいうことを、ただルールを読むだけではなくて、実際に研修を受けたりだとか、教育を受けることによって、職員の中により浸透させていくということが大事だというふうに言われております。

次、予防の面で言うと、最後になるんですけども、それを周知する。この周知するということは、組織の中に周知するのではなくて、対外的、この場合でいうと市民の皆様に向けて壱岐市消防署というものは、ハラスメントを許さないんだよということをメッセージを周知していくことによって、外からのチェックの目がより厳しくなるといいますか、そういったことを言っている組織で、まさかやってるわけがないよねというようなチェックの目が働きますので、外に向けて、こういったことは許しませんよということを発信していくことによって、よりハラスメントの起きにくい職場とか、組織になるというふうに言われております。

次に、予防ではなくて、実際に起きてしまったときに、どうするのかって話で言いますと、1つ目が相談や解決の場を設置するというところで、相談窓口の設置であったりだとか、相談が来たときに、どうやって対応するのかということを決めておくということが大切だと言われております。

もちろん、従業員の、組織の職員の方々が相談しやすくするために、相談者の秘密が守られることであったり、不利益な取扱いを受けないこと、匿名性を保ったまま対応することなどはもちろんのことですけども、恐らくは、この事後対応の部分がきちんと定められていなかったがゆえに長期間続いたりだとかしたのかなというふうに考えております。

一番最初に相談があったときってのは、かなり前だったというふうにお話がありましたが、その後、恒常的に続いていたということで、やはり相談があったときに、どのように対応しましょうかということに関しては、きちんと組織の中で決めておくべきかなというふうに考えておりますので、こちらについて、どのようにお考えかということの後ほどお聞かせください。

次に、再発防止の取組が大切ですよということで、ハラスメントした側も、受けた側だけではなくてした側も、きちんとケアしたほうがいいですということで、また当事者、加害者と被害者だけではなくて周りにいる人間も心理的ダメージを受けているケースが多いということで、周辺社員、周辺職員へのケアであったり、支援だったり、教育だったりということもきちんと行いましょうということが言われております。

恐らく、一緒の組織で働いてる人間としては、その後、実際ハラスメントどうなったんだということが一番気になることだと思うんですね。取りあえずは、処分といたしますか、何か動きがあったけれども、その後もなんだかんだそういう空気感あるよねというふうになってしまうと、あまり意味はなかったということになりかねないので、その辺りを組織の上に立っている方々は意識して動いていただければというふうに思っております。

消防署含め市役所、役場というものは、一般的な組織と比べて、恐らく新陳代謝が悪い組織なのかな、かつ上下関係が割とはっきりしている組織なのかなというふうに思っております。だからこそハラスメントというものが、一般組織と比べると起こりやすい気がしているので、だからこそ予防であったりとか、事後対策の仕組みを整えるということが重要だと思っておりますので、ちょっと偉そうに申し訳ないんですけども、頭に留めておいていただければというふうに思います。

今後の対応について、今お話をさせていただきました、ちょっとまとめさせていただきますと、トップのメッセージ、ルールを決める、実態を把握する、教育をする、対外的に周知をしていく。そして事後の対応としてしましては、相談解決の場を設置する、再発防止のための周囲のケアということが今お話しさせていただいたんですけども、これについてやれることは全部やってほしいなと思ってるんですけども、これはやっていきますよとか、そういった御意思というかを消防長と市長にお聞かせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

**○総務部長（中上 良二君）** 森議員の再質問の、ただいま数点御提案等いただいた内容につきまして、既に取り組んでいる内容もございますので、その辺りのところを含めて、私のほうから答弁をさせていただきます。

まずハラスメントの防止等に関する要綱というものを、令和2年6月に整備をいたしております。

ます。その運用方針として、苦情相談、そしてパワハラ、セクハラ、モラハラとか、そういったハラスメントに対する指針を詳細に定めているところでございます。

また、ただいま申し上げました苦情の相談等につきましては、各部局で、総括相談員または相談員という者を選定をいたしまして、もし仮にハラスメント等があった場合については、そこに申立てを行うというような体制を取っているところでございます。

またその周知につきましても、これ老岐市ハラスメント対策委員会というものを、本要綱に基づいて設置をいたしておりまして、その委員長、副市長でございますが、その委員長名でハラスメント防止の周知というものも定期的に行っている状況でございます。

また職員に対するハラスメントの研修につきましてはですが、以前からの定期的な開催をいたしております。令和2年から4年までの直近3年間は、毎年、開催をいたしております。参考までに申し上げますと、参加した職員数については、令和2年度が89名、令和3年度が13名、令和4年度で54名、加えて本年度も7月にオンライン研修、そして8月末には集合研修というものを予定をいたしております。

また、こういったハラスメントの事案が起こった際に、そういった被害を受けた職員に対してのケアというのも当然行っているところでございまして、またそういった事案が発生した場合には、当該その職員に対して、そういった内容で、ちゃんと対応したというようなこともちゃんと報告というか、するようにはいたしております。

苦情相談員の配置については、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ総括相談員とか、相談員というものを設置をして対応しているということでございます。

まず、こういったハラスメントの未然防止ということで努めておりますけれども、やはり重要なものでいきますと、まずはそういったことを起こさない環境づくり、これはまず、ただいま申し上げました研修とか、そういったところで職員に対して、そういった意識を持つこと、起こさないという意識を持つこと、そのことになるかと思っております。

また2つ目には、そのことを、発生した場合、いかにいち早く対応するかということが重要であろうかと思っております、それにつきましては、ただいま申し上げましたハラスメントの防止に関する要綱に基づいて苦情相談とか、そういったもので現在対応をしているところでございますが、今回こういった事案が発生をいたしましたので、引き続き職員の研修等をはじめ、ハラスメントの未然防止に、市としても全力で努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

○消防長（山川 康君） 森議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長が言われました答弁と重なる部分もありますが、今回、平成25年からのパ

ワハラ行為ということで、早期に発見できなかったということを反省をしております。

発見できなかったことは、相談できる環境ではなかったんじゃないかというのを思っております。今回、先ほど言われました相談窓口というのを、管理職だけじゃなく、若い職員を相談員として配置をいたしました。よりいろいろな相談が、早期にできるように、今後もコミュニケーションを取りながらやっていきたいと思っております。またハラスメントの研修会も全ての職員が参加して、勉強ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** 御答弁ありがとうございました。

今のお話で、市役所で行っていることと消防のほうで行っていることがどこまで重なってるかってのは正確に把握することはできなかったんですけども、仮に同じようなことをやっているとすれば、やはりその穴をくぐってという言い方はちょっと正しいか分かりませんが、やはりこういった事案が発生しているわけで、今、僕が、お話をさせていただいた内容であったり、今、御答弁いただいた内容というのは、やっぱり一般的なこうしたほうが予防できるよという話だと思うんですけども、それでもやっぱり起こってしまうことってのはあるわけで、そのときに、どこが穴で起こってしまったんだろうとか、どこに原因が考えられるんだろうかということを考える、鑑みると言いますか、ことは大事だというふうに思っております。

今、消防長のほうから、管理職が相談員になるだけではなく、若い方が相談員になるという話もありましたけれども、もうこれ僕的感覺ですけれども、やはり同じ組織の人間に相談するというのは、結構、心理的なハードルは高いのかなというふうな気がしますので、やはりこういったことが起こってしまいましたので、そこのところは第三者機関といいますか、第三者の相談できるところ、組織を設けるとか、そういった対応したほうがいいのかというふうに思いました。

ちょっとここで、じゃ、具体的に何で起こったんだみたいなことを言うつもりないんですけども、心の中に留めておいていただければと思います。

僕の一般質問は以上になります。

以上です。ありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 以上をもって、森俊介議員の一般質問を終わります。

**○議長（豊坂 敏文君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

6月26日は各常任委員会を、6月27日は予算特別委員会を、いずれも午前10時から開

催いたします。

次の本会議は、6月29日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時45分散会

---